

平成 20 年 3 月 21 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 24 号

「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 3）
（案）」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みを進めるにあたり、退職給付会計に関する短期的なプロジェクトとして、「退職給付に係る会計基準注解」（注 6）に基づく退職給付債務の計算における割引率の取扱いの一部見直しについて検討してまいりましたが、平成 20 年 3 月 14 日の第 148 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 20 年 5 月 16 日（金）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メ ー ル : taikyu-3@asb.or.jp
ファクシミリ : 03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案による改正点等について要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 目 的（第 1 項参照）

本会計基準は、企業会計審議会が平成 10 年 6 月 16 日に公表した「退職給付に係る会計基準」（「退職給付に係る会計基準注解」を含む。）のうち、同注解（注 6）「安全性の高い長期の債券について」を改正することを目的とする。

■ 改正点（第 2 項参照）

現行	本会計基準（公開草案）
退職給付に係る会計基準注解 (注 6) 安全性の高い長期の債券について 割引率の基礎とする安全性の高い 長期の債券の利回りとは、長期の国 債、政府機関債及び優良社債の利回 りをいう。 <u>なお、割引率は、一定期 間の債券の利回りの変動を考慮して 決定することができる。</u>	退職給付に係る会計基準注解 (注 6) 安全性の高い長期の債券について 割引率の基礎とする安全性の高い 長期の債券の利回りとは、長期の国 債、政府機関債及び優良社債の利回 りをいう。(削除)

■ 適用時期等（第 3 項から第 5 項参照）

- 本会計基準は、平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末から適用する。
ただし、平成 21 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の年度末から適用することができる。
- 本会計基準の適用初年度の年度末においては、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差異は、当該事業年度に発生した数理計算上の差異として、企業の採用する数理計算上の差異の処理年数及び処理方法に従って処理する。
- 本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差異に係る当期費用処理額及び未認識数理計算上の差異残高は、重要性が乏しい場合を除き、会計方針の変更が財務諸表に与えている影響として注記する。

以 上